

医療費助成制度のお知らせ

町では、下記の助成制度に該当する方が医療機関にかかった場合、医療費（保険適用分）等を助成しています。ただし、助成を受けるためには申請が必要です。母子家庭等医療費助成、父子家庭医療費助成、重度障害者（児）医療費助成については、所得制限があります。

助成制度	対象となる方(家庭)
母子家庭等医療費助成	▪ 夫と死別または離婚し、20歳未満の子どもを養育している家庭 ▪ 夫と死別または離婚し、現在、婚姻していない一人暮らしの方 ただし、母子家庭の母として20歳未満の児童を養育していたことがある方（75歳未満）
父子家庭医療費助成	▪ 妻と死別または離婚し、20歳未満の子どもを養育している家庭
重度障害者（児）医療費助成	▪ 身体障害者手帳の交付を受け、1級～3級の障害を有する方 ▪ 療育手帳の交付を受け、A1・A2・B1・B2の一部の判定を受けた方 ▪ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級または2級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた方
子ども医療費助成	▪ 出生から18歳までの子ども

〈医療費受給者証の更新〉

母子家庭等、父子家庭、重度障害者（児）の医療費受給者証の有効期限は、7月31日（水）です。**8月診療分以降も助成を受けるためには、申請が必要です。**対象者には、申請書を送付いたしますので、更新手続きをしてください。子ども医療費の助成については、更新手続きは不要です。

受付期限 8月2日（金）まで 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日は除く）

※7月26日（金）、8月2日（金）は午後7時まで受け付けます。

受付場所 町民税務課または今庄・河野事務所

提出物 医療費受給資格認定申請書、健康保険証、印鑑、通帳、障害者手帳等

■**問合せ** 町民税務課 ☎47-8015

児童扶養手当、特別児童扶養手当のお知らせ

～手当を受給するためには申請が必要です～

提出書類 認定請求書、戸籍謄本、所得証明書など **受付場所** 町民税務課または今庄・河野事務所

児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立のために手当を支給し、その児童の父母、父母に代わってその児童を養育している方、あるいは父母が政令で定める程度の障害の状態にある児童の父または母に支給されます。

【現況届の提出】 手当を受けている方（支給停止の方含む）は、毎年8月に現況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を毎年審査するもので、この届を提出しないと8月以降の手当を受けることができません。また、支給停止の方は、受給権が消滅してしまいます。

受付期間 8月1日（木）～30日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、振休日は除く）

※8月2日（金）は午後7時まで受け付けます。

特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する児童を監護する父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

【所得状況届の提出】 手当を受けている方（支給停止の方含む）は、毎年所得状況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を毎年審査するもので、この届を提出しないと8月分以降の手当を受けることができません。

受付期間 8月13日（火）～9月6日（金） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日は除く）

■**問合せ** 町民税務課 ☎47-8015